

ITOSHIMA CITY
INFORMATION

糸島市公式ホームページで詳細情報を公開しています。

<http://www.city.itoshima.lg.jp>「厚生年金の離婚分割」と
「社会保険料控除証明書」

問い合わせ 糸島市国保年金課 ☎(332) 2071

**離婚分割は
厚生年金のみです**

男女の雇用格差などを背景に、夫婦の年金額に大きな開きがあります。そこで、平成19年4月から、離婚したときに、厚生年金の保険料納付記録（加入記録）を夫婦で分割する仕組みが設けられました。

なお、この離婚分割には、平成19年4月から実施された「離婚時の厚生年金の分割」と、平成20年4月から実施された「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金保険の分割」の2種類があります。

分割される年金は厚生年金のみです。国民年金は分割されないで留意してください。

1・離婚時の厚生年金の分割

厚生年金の加入期間がある夫婦が離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の加入記録の多い人から少ない人へ、その加入記録を分割できる制度です。

分割の上限は、両者の婚姻期間中の加入記録の合計額の半分でとされます。

分割割合は両者で協議して決め、原則、離婚後2年以内に厚生労働大臣（年金事務所）に請求します。協議がまとまらないうときは、一方の求めによって裁判所が分割割合を定めることができます。

**2・第3号期間の離婚時の
厚生年金の分割**

厚生年金の加入者（ここでは夫と仮定します）とその被扶養配偶者である国民年金の第3号被保険者（ここでは妻と仮定します）の期間がある夫婦が離婚した場合、平成20年4月以後の妻が第3号被保険者であった期間について、夫の厚生年金の加入記録の2分の1の額を、妻に分割することができます。

この結果、妻には、この分割を受けた期間について、新たに厚生年金の「みなし加入期間」が発生することになります。

なお、「離婚時の厚生年金の分割」では、当事者の合意または裁判所の決定が必要ですが、「第3号分割」では、第3号被保険者だった人の厚生労働大臣への請求だけで分割が行われます。

また、「離婚時の厚生年金の分割」を請求した際に、「第3号分割」の対象期間もあれば、同時に「第3号分割」も行われることとなります。

**国民年金保険料は
社会保険料控除の
対象になります**

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税などの社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付などが必要です。

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）が、日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。たいせつに保管しておいてください。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降



問い合わせ
西福岡年金事務所
☎(0803) 90902

に今年初めて保険料を納付された方には、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。

また、過去に滞納や免除期間がある人も、年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。

歯周病健診を受診しましょう
対象者には市が健診料を助成します

問い合わせ 糸島市健康づくり課 ☎(332) 2069

糸島市公式HPより 歯周病健診

検索

歯周病は、歯を支えている組織に細菌が感染することによって、歯ぐきが腫れたり出血したりする病気です。最悪の場合、歯を失ってしまつこともあります。この機会に歯周病健診を受け、早期発見・早期治療に努めましょう。

市では、次の年齢の人を対象に健診を実施しています。ご希望の人は、市健康づくり課まで電話で申し込みください。案内通知と問診票を送付します。

対象年齢

今年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる人。

※平成24年3月31日現在の年齢です。詳しくは、4月に配布している「糸島市健康情報誌」の7ページに掲載しています。

健診料 700円

申込期限
12月16日（金）まで

受診期限
12月22日（木）まで

本当は怖い歯周病
健診で早期発見・対処を

すでに申し込まれて案内が届いている人は、早めの受診をお願いします。



糸島歯科医師会
会長 木下俊則さん

最近の研究で、歯周病は糖尿病と深い関連があることが分かっています。糖尿病の人は歯周病が重症化しやすく、そのことが糖尿病を治りにくくする可能性が高いのです。逆に、歯周病を改善させることで血糖値が低下した事例も多くみられます。

「たかが歯と甘く見てはいけません。口内の状態が健康を左右します。この機会に健診を受けて、早期治療で健康な日々を送りましょう。」

飲酒運転撲滅に向け
頑張ってます!飲酒運転させん隊

問い合わせ 糸島市危機管理課 ☎(332) 2110

糸島市公式HPより 飲酒運転撲滅

検索

飲酒運転による交通事故は、福岡県では2年連続で増加し、平成22年は全国ワースト1位となり、今年に入っても後を絶たず社会的な問題となっています。

糸島市においても、昨年の飲酒運転で検挙された人は31人、今年は6月末で23人と憂慮すべき事態となっています。

糸島市から飲酒運転を撲滅するため、このたび糸島地区地域交通安全推進委員協議会や糸島市交通安全協会などで「糸島市飲酒運転させん隊」を結成し、飲酒運転撲滅に取り組んでいます。

市民のみなさんに、

飲酒運転をしない
飲酒運転をさせない
飲酒運転を見逃さない

ということを周知徹底するために

● 飲酒運転撲滅に関する標語・ポスター・作文の募集

● 各校区に飲酒運転撲滅横断幕の掲示



横断幕で飲酒運転撲滅の啓発を行います

● 「飲酒運転追放の店」ステッカーの交付

● ハンドルキーパー運動の推進

● 毎月25日の「飲酒運転撲滅の日」を中心とした飲酒運転撲滅キャンペーンなどの啓発運動

● 飲酒運転撲滅市民大会の開催（来年2月）を行っています。

「飲酒運転は犯罪」です。糸島市民は、

ちよつとでも、飲んだら乗らない

みなさんの飲酒運転撲滅運動参加を期待します。「糸島市飲酒運転させん隊」の活動にご理解とご協力をよろしくお願いします。